

報道関係者各位

平成29年12月28日
福祉保健部健康増進課
衛生指導監 坂本 隆一
電話 055-223-1494
FAX 055-223-1499

山梨県のインフルエンザの発生状況について (富士・東部保健所管内注意報レベル入り)

平成29年第51週(12月18日~12月24日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数
富士・東部保健所管内: 14.7人¹

注意報レベル基準値の10.00以上となったことから、**富士・東部保健所管内はインフルエンザの注意報レベル²に入った**と考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

- 1 【富士・東部保健所管内】 9 定点医療機関の合計報告数 132 人 132 人 ÷ 9 医療機関 14.7
2 県内全体で定点1医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行入りの目安
保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル
保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡北	峡東	峡南	富士・東部
51 週 (12/18~12/24)	9.00	8.79	7.75	6.43	2.33	14.7
50 週 (12/11~12/17)	5.59	3.86	7.00	6.00	2.67	7.67
49 週 (12/ 4~12/10)	3.34	1.57	5.50	4.14	1.00	4.33
48 週 (11/27~12/ 3)	1.41	1.14	1.63	2.00	1.67	1.11
47 週 (11/20~11/26)	0.49	0.29	1.50	0.29	-	0.22

参考：昨シーズン(平成28年9月~平成29年8月)における県内初の注意報レベル入りは、中北保健所管内で平成28年第51週(平成28年12月19日~12月25日)でした。

なお、富士・東部保健所管内の注意報レベル入りは、平成29年第2週(平成29年1月9日~1月15日)でした。

インフルエンザの予防対策

インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、外出時にはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

インフルエンザにかかったら

- ✓ 早めに医療機関を受診しましょう。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

(学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取るようになっております。)

- ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、異常行動に注意しましょう。